

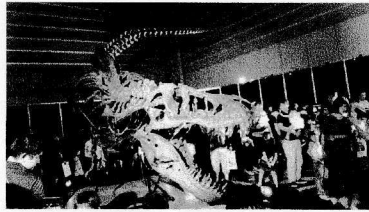
商工会報なかがわ瓦版

第 7.5 号
編集／発行
那珂川町商工会
☎ 92-2249

【会員レクリエーション】横浜日帰り旅行

会員レクリエーションを8月26日(土)に開催し、会員のご家族や従業員を含む総勢94名が参加しました。

今年は、横浜方面の日帰り旅行で、ヨコハマ恐竜展を見学した後、揚州飯店で昼食を取り、中華街を自由散策しました。当日は、心配だった天気も無事に晴れ間となり、中華街の自由散策では、それぞれお土産を買ったり食べ歩きをしたりと楽しんでいる様子でした。



【事業所健診】451人が受診

9月21日から9月30日の内、4日間の日程で、会員企業を対象に定期健康診断（一般健診、生活習慣病予防健診）を小川総合福祉センターと那珂川町健康管理センターの2会場で実施し451名の方が受診しました。

これは、労働安全衛生法に、“事業主は、労働安全衛生法に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければならない。また労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければならない”と義務づけられているためです。

商工会では毎年度、労働者の健康確保のため実施しておりますので、ぜひご利用ください。

【スローライフ推進事業】2018年度版認定店舗募集のご案内

スローライフ推進事業では、栃木県の食材（スローフード）を利用し、食材の特性を活かした調理法を用い“食”の情報発信をしている事業所を支援しております。また、それらの強みをPRし、事業所はもちろん地域の活性化を図ることを目的とし、道の駅や関係施設にパンフレットを設置するなど、広く周知を図っております。商品をPRしたいと考えている事業所の皆様、ぜひお申込みください。

- 申請書類 申請書、パンフレット用原稿
- 申込締切 11月24日(金)
- 認定費用 10,000円
(認定証、ホームページ、ステッカー等の作成費用)


※申請用紙、パンフレット用原稿、認定要領は、那珂川町商工会の窓口に設置してあります。
(那珂川町商工会ホームページからもダウンロードできます。)



〈スローフードとは〉

- ◆その土地の産物であること
- ◆その土地の風習に合った生産方法であること
- ◆素材の質が良いこと
- ◆その土地に活気を与え、郷土の社会性を高める食品であること

月別行事予定表

11月15日	プレミアム付き商品券換金日
19日	広重紅葉まつり
21日	一日公庫・簿記講習会
12月1日	プレミアム付き商品券換金日
3日	商工祭暮れ市
12日	店内ディスプレイPOPセミナー
15日	プレミアム付き商品券換金日
1月4日	プレミアム付き商品券換金日
15日	プレミアム付き商品券換金日
21日	太子祭 
28日	花市

改正消費税法説明会(軽減税率制度について)

開催日 11月22日(水)
 時間 午後1時30分～2時30分
 対象者 那珂川町に本店(住所)又は事業所がある源泉徴収義務者

年末調整説明会


開催日 11月22日(水)
 時間 午後2時45分～4時15分
 対象者 那珂川町に本店(住所)又は事業所がある源泉徴収義務者

青色決算説明会

開催日 12月7日(木)
 時間 午後2時～4時
 対象者 営業等・不動産所得の方

◆ 会場はいずれも小川総合福祉センターすこやか共生館(多目的集会室)となります。

★広重紅葉まつり★11月19日◎開催

時間 午前10時～午後4時30分
 場所 田町・南町・室町表通り
 内容 ★ 南町小公園前イベントステージ
 (パルーンアート・ダンス・バンド演奏・ゴスペル等)
 ★ 酒造コンサート in 金子酒造
 ★ 十二単着装体験
 ★ 昭和の名車展示 

小規模事業者改善資金 (マル経融資制度)のご案内

商工会の経営指導を6ヶ月以上受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人・低利でご利用できる制度です。

資金使途	運転資金	設備資金
融資限度額	2,000万円	
返済期間	7年以内	10年以内
利率	1.11%(10月12日現在)	
融資機関	日本政策金融公庫	

確認しましょう! 最低賃金

栃木県最低賃金が **時間額 800円** に!

—改正発行は 平成29年10月1日 から—

栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業所で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。なお、特定の産業には、特定最低賃金が定められています。

詳しくは、

栃木労働基準部賃金室(028-634-9109)

又は 最寄りの労働基準監督署 にお問い合わせください。

必ずチェック 最低賃金! 使用者も、労働者も。

《医療費控除》添付書類の簡素化について

平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の提出が不要になる代わりに「医療費控除の明細書」を添付することになります。

※ 医療費の領収書は5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細書の記入を省略できます。(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

* 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。